

## 平塚市環境基本計画の概要

### 1 計画の目的

本計画は、平塚市環境基本条例第8条に基づき、本市における環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画を内包させた計画として策定しています。

### 2 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から令和8年度までとしますが、環境問題を取りまく社会情勢の変化などに合わせ、概ね5年毎に見直しており、令和3年度に中間見直しを実施しました。

なお、事業計画は、前期5年間、後期5年間の計画として策定しています。

### 3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりです。

| 分野     | 主な構成要素                                                 |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 生活環境   | 典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)、都市生活型公害、廃棄物、化学物質 等 |
| 自然環境   | 動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい等                   |
| 都市環境   | 公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等                           |
| 地球環境   | 資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等                         |
| 環境保全活動 | 啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 等                             |

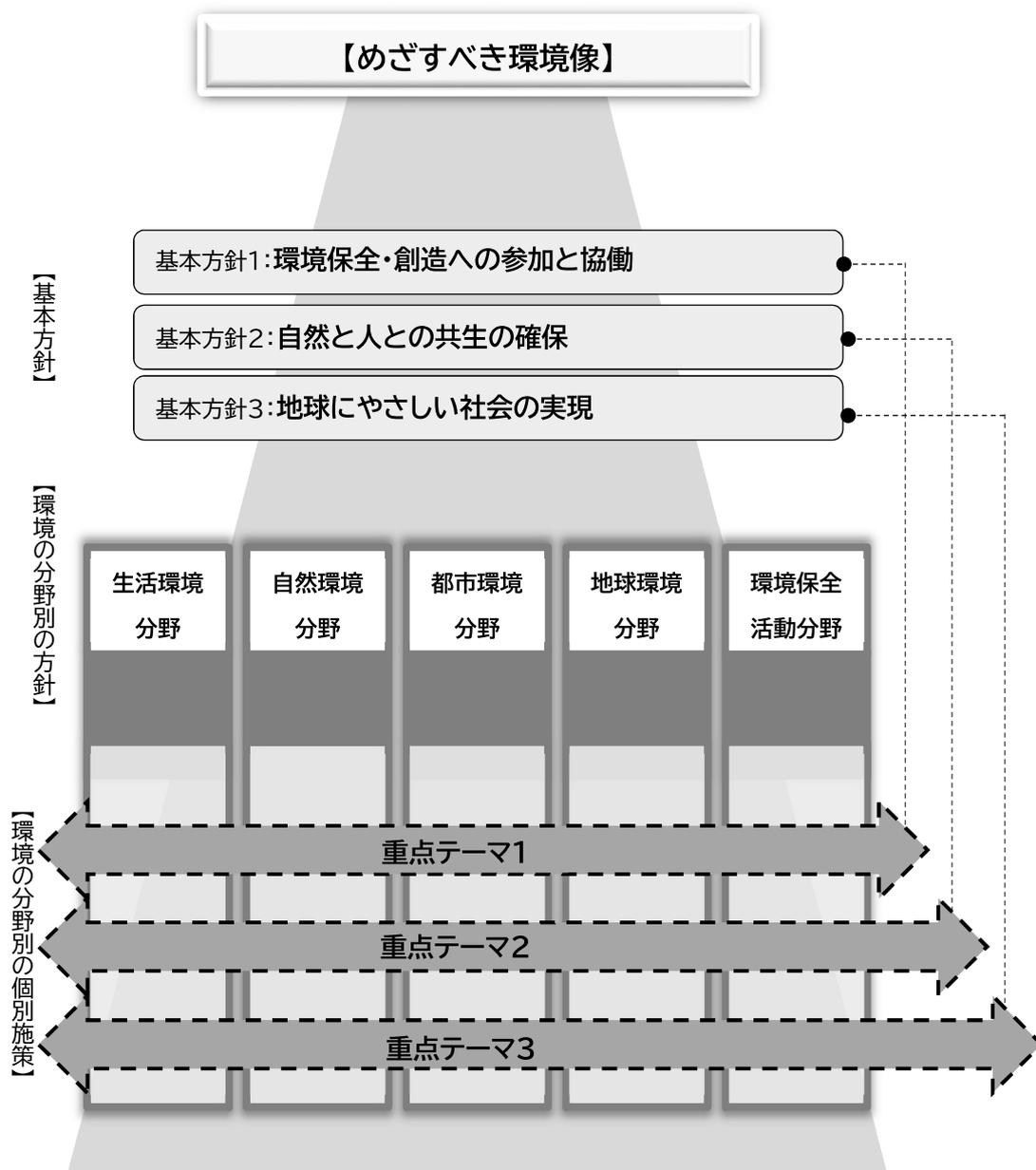
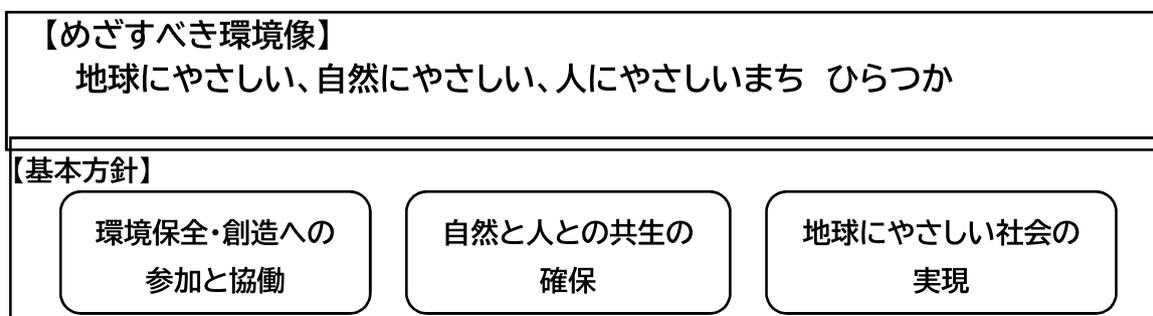
また、本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。本計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガスとしますが、主に特定事業所等で使用されているものなど、市民生活と直接関係しない温室効果ガスもありますので、必要な範囲で対策に取り組むこととします。

#### 【地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガス】

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、  
 ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、  
 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)

#### 4 環境基本計画のめざすもの

本計画では、「めざすべき環境像」と、めざすべき環境像の実現に向けた基本方針を掲げています。



## 5 重点テーマ

3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、平塚市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定しました。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 重点テーマ1 | 「環境市民」が活躍する地域づくり         |
| 重点テーマ2 | 自然環境が有する機能・魅力の活用         |
| 重点テーマ3 | 脱炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会 |

## 6 温室効果ガス削減目標

本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ内容となっているため、温室効果ガス削減目標について規定しています。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定していません。

平塚市の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減目標

|           |                                                                                                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市域全体の削減目標 | 令和8(2026)年度までに平成25(2013)年度比34.9%削減                                                                                                                                    |
| 部門別削減目標   | 令和8(2026)年度までに部門別排出量を削減[平成25(2013)年度比]<br>産業部門:産業部門の排出量を28.8%削減<br>業務部門:業務部門の排出量を39.2%削減<br>家庭部門:家庭部門の排出量を50.7%削減<br>運輸部門:運輸部門の排出量を26.6%削減<br>廃棄物部門:廃棄物部門の排出量を11.4%削減 |

※ 本計画では、令和3(2021)年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の数値を参考に計算しています。

※ 国の中期目標は、国の長期エネルギー需給見通し(平成27(2015)年7月、資源エネルギー庁)による令和12(2030)年度の全原電平均の電力の二酸化炭素排出係数(0.37kg-CO<sub>2</sub>)の確実な達成を前提としています。

※ 本市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように目標を設定しました。

ただし、国の中期目標は、令和12(2030)年度までの削減率ですので、本市では、令和8(2026)年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。

## 7 環境の分野別の取組

本計画では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の5つの分野において取り組んでいく分野別の施策を定めます。分野ごとに、施策の方向性を規定し、具体的な施策については、事業計画に規定しています。

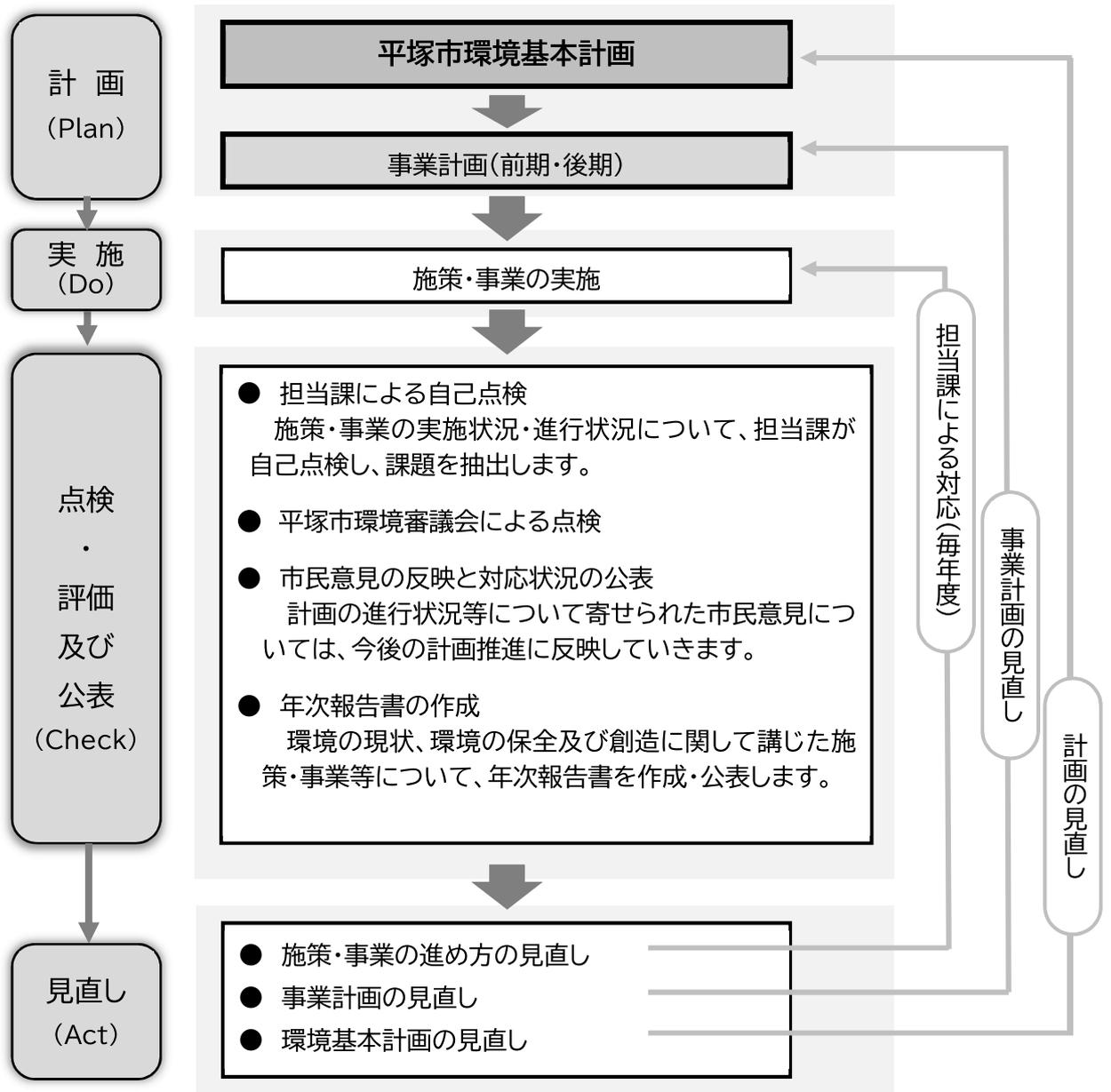
| 分野                                       | 施策の柱                     | 施策                                                                            |
|------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>安全な生活環境を確保します<br>(生活環境分野)           | 1-1 大気環境・水環境を保全します       | ・大気環境の保全対策の促進<br>・水環境の保全対策の促進                                                 |
|                                          | 1-2 安全で快適な生活環境を確保します     | ・化学物質対策の促進<br>・土壌汚染・地下水汚染への対応<br>・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組                         |
| 2<br>自然環境を保全・再生します<br>(自然環境分野)           | 2-1 生物多様性を保全します          | ・生物多様性の保全対策の推進                                                                |
|                                          | 2-2 里山を保全・再生します          | ・里山の保全・再生とふれあいの推進                                                             |
|                                          | 2-3 水辺の自然を再生します          | ・川や海の水辺の自然環境の再生とふれあいの推進                                                       |
|                                          | 2-4 農地を保全・活用します          | ・農業の活性化、農業とのふれあいの推進<br>・環境に配慮した農業の推進                                          |
| 3<br>快適な都市環境を保全・創造します<br>(都市環境分野)        | 3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります | ・みどりのネットワークの形成<br>・さわやかで清潔なまちづくりの推進<br>・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進                    |
|                                          | 3-2 環境共生型のまちをつくります       | ・環境共生モデル都市の形成<br>・交通の円滑化の推進                                                   |
|                                          | 3-3 気候変動に適応したまちをつくります    | ・ヒートアイランド対策の推進<br>・風水害対策の強化<br>・熱中症対策の推進                                      |
| 4<br>地球環境保全へ貢献します<br>(地球環境分野)            | 4-1 脱炭素社会の実現に向けて取り組みます   | ・脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進<br>・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進<br>・市の事業活動における環境への配慮 |
|                                          | 4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます   | ・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進<br>・不法投棄防止対策の推進                                         |
| 5<br>市民・事業者等による環境保全活動を促進します<br>(環境保全活動等) | 5-1 環境教育・環境学習を推進します      | ・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実<br>・地域における環境教育・環境学習の充実                                 |
|                                          | 5-2 市民等の取組や連携を支援します      | ・市民活動や企業の取組に対する支援                                                             |

## 8 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、平塚市環境審議会において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

## 9 進行管理のしくみ

### ●本計画の進行管理



## 10 年度ごとの進行管理方法

### (1) 計画の点検・評価及び公表について

#### ① 担当課による自己点検

- ・ 前年度に実施された施策の実績、自己評価、自己評価の説明を報告します。
- ・ 前年度に実施された施策の実績、自己評価をもとに課題を抽出します。
- ・ 当該年度に実施する施策の計画を報告します。

#### ② 平塚市環境審議会による点検

- ・ 担当課による自己点検をもとに計画の進行状況を確認し、点検を行います。
- ・ 点検結果をもとに計画の進行状況进行评估します。

#### ③ 市民意見の反映と対応状況の公表

- ・ 担当課、平塚市環境審議会による点検に関する資料及び環境審議会議事録を平塚市ウェブサイト上に公表します。
- ・ 計画の進行状況等について寄せられた市民意見については、今後の計画推進に反映していきます。

#### ④ 年次報告書の作成

- ・ 担当課、平塚市環境審議会による点検に関する資料を年次報告書としてまとめ、関係機関等に配付するとともに、平塚市ウェブサイト上に公表します。

### (2) 計画等の見直しについて

- ① 計画の点検・評価をもとに施策の進め方や計画、事業計画を見直します。
- ② 見直しをする際には、環境審議会に報告し、意見を聴取します。

以 上